

副 本

訴 状

平成 28 年 5 月 17 日

東京地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 大 澤 康 泰



〒103-0082

東京都千代田区麴町四丁目 2-1 MK 麴町ビル 8 階

麴町パートナーズ法律事務所

原 告 破産者株式会社 goodgo99
破産管財人 小 林 克 典

上 記 訴 訟 代 理 人 別紙原告訴訟代理人目録記載
の通り

被 告 別紙被告目録記載の通り

不当利得返還請求事件

訴訟物の価額 金 1 億 3102 万 7825 円

貼用印紙額 金 41 万 6000 円

第1 請求の趣旨

- 1 被告らは、原告に対し、各自別紙請求金額一覧の「請求額」記載の金員及びこれに対する本訴状送達日の翌日から支払済みまで年 5 分の割合の金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告らの負担とする。
との判決並びに仮執行の宣言を求める。

第2 請求の原因

1 当事者等

- (1) 原告は、破産者株式会社 goodgo99（以下「破産会社」という。）の破産管財人である。
- (2) 破産会社は平成 24 年 8 月 3 日に登記簿上の目的を化粧品製造販売等として設立された株式会社であるが（甲 1: 履歴事項全部証明書）、その実態は、後記 2(1)の通り、設立当初から平成 27 年 5 月頃まで化粧品の「リレーションセールス」なる名目で違法な無限連鎖講を運営していたものである。

原告が調査したところによれば、当該無限連鎖講は 1 万人弱の会員から約 130 億円もの資金を集め、うち 100 億円強を配当して平成 27 年 3 月頃に破綻した。なお、差額のうち 20 億円弱の用途は現在のところ不明である。

その後、同社に係る資金の流れの解明を意図した無限連鎖講の会員の一部が音頭を取って同社につき破産手続開始が申し立てられ、平成 27 年 7 月 7 日、貴庁において破産手続開始決定がなされた（同庁平成 27 年(フ)第 6000 号事件）（甲 2: 破産手続開始決定書）。

破産会社の行っていた上記「リレーションセールス」は、一般に、いわゆる大規模消費者詐欺被害事件として認知されており（甲 3: 女性セブン記事）、原告の調査によれば 5000 人超の人間が合計 60 億円超の被害を被っている一方で、1500 人超の人間が合計で 45 億円程度の利益を得ている。

- (3) 被告らは、そのような相当額の利益を得た、上記「リレーションセールス」の上位会員の地位にあった者の一部である。

2 請求原因

(1) 破産会社の実態について

ア 破産会社設立の経緯

平成 24 年 4 月頃、訴外三須磨晶彦及び訴外呉昇興（台湾国籍、通称マイケル・ウー、以下「マイケル」という）は日本で化粧品の「リレーションセールス」なる事業を行うことを発案し、初期会員の募集を開始すると共に、同年 8 月 3 日、その「リレーションセールス」なる事業の運営主体として破産会社を設立した。

なお、上記兩名がいずれも自ら破産会社の代表者等になるのを嫌がったため、破産会社の代表者には別の人物が立てられた（甲 4：訴外三須磨一平の「事実経緯」と題する書面抜粋）。

イ 「リレーションセールス」なる事業の実情

(ア) 破産会社は、ホテルその他の施設で概ね毎月セミナーを開催し、上記「リレーションセールス」について、「販売代理店」が代金を支払って仕入れた商品を破産会社がマイケルの持つ販売ルートを使って海外で販売し、その売却代金を「販売代理店」に分配するものであり、「販売代理店」が在庫リスクを負わない画期的なビジネスモデルである等と説明して、破産会社のいうところの「販売代理店」（以下「会員」という）を募集していた。

(イ) 会員が行う上記「リレーションセールス」の最小単位の取引の内容は、具体的には次のようなものであった（訴外三須磨一平の「事実経緯」と題する書面抜粋（甲 4・4 枚目以下））。

・会員は「商品代金」名目の 298,000 円＋「PIN 代金」（ID 発行手数料の趣旨と説明されていた）名目の 10,000 円の合計 308,000 円を支払ってセールスポイントと呼ばれたポイント（以下「SP」という）を 504,000 付

与される。この SP は「商品在庫に対応するもの」と説明されていたが、特段、何らかの具体的な商品に紐づいたものではなかった。

・破産会社は、初月は、会員が選択した現物商品を会員に送付し、これに対応するものとして残 SP を 21,000 減額するが、これにより残 SP が特定の具体的な商品に紐づくわけでもなかった。

・翌月以降の各月は、破産会社は、SP21,000 分の商品を販売したとの名目で、残 SP から 21,000 をキャッシュポイントと呼ばれたポイント（以下「CP」という）20,790 に振り替える（SP210 は事務手数料名目で控除されたようである）。ただし、破産会社は商品の販売を一切行っておらず、当然に上記のポイント振替えに対応した取引の実体は何も存在しない。

・会員は適宜、残 CP を現金化して引き出すことができたが、引出し 1 回当たり手数料名目で CP1,000 が控除されたようである。

・以上の例を表形式で示すと以下の通りであり、

日時	内容	SP	CP
H24.10	「商品代金」名目の 298,000 円及び「PIN 代金」名目の 10,000 円を入金	504,000	0
H24.11	SP21,000 分としてサンプル商品を受領	483,000	0
H24.12	会社が、SP21,000 分の商品を販売したとの名目で SP21,000 を CP に振替	462,000	20,790
H25.01	同 上	441,000	41,580
H25.02	同 上	420,000	62,370
(中 略)			
H26.08	同 上	21,000	457,380
H26.09	同 上	0	478,170
	CP478,170 から手数料 CP1,000 を引いた CP477,170 に対応する 477,170 円を出金	0	0

その投資利回りは、次式の通り約年利 74.1%となる。

$$\sqrt{((20,790 \times 23 - 1,000) \div (298,000 + 10,000))} \approx 174.11\%$$

・なお、1回にまとめて複数単位の取引を行うこともできた。

(ウ) 更に、会員には、破産会社に新規会員を紹介すれば残 SP のうち 21,000 が直ちに CP に振替えられ、更に CP4,500 を付与される等のインセンティブが用意されていた。このインセンティブは、紹介した下位会員が増えれば増える程に増額されることとなっていた(訴外三須磨一平の「事実経緯」と題する書面抜粋(甲 4・25 頁以下))。

ウ 破産会社の運営実態

破産会社は会員募集のためのセミナー等を東京、大阪、沖縄等の全国各地で多数開催した。一例を挙げれば、平成 24 年 10 月 26 日に沖縄の「沖縄ハーバービュークラウンプラザ」で開催された代理店の募集も兼ねた「インセンティブ表彰懇親会」では代理店 153 名とグループ長 9 名の外、元宝塚出身の歌手 4 名が参加した。更に、平成 26 年 5 月 8 日に大阪の「ヒルトンホテル大阪」で開催された 2 周年記念パーティーでは約 2500 万円の費用をかけ、336 名の代理店を集め、司会者兼アトラクションに吉本興業の若手芸人を使用して盛大なパーティーを開催している。破産会社は、他にも東京中野の「サンプルラザ」その他全国で多数回にわたり会員募集のためのセミナーを開催した。これらのセミナーによる会員募集の結果、破産会社は約 1 万人にも上る「販売代理店」から合計で約 130 億円にも上る「商品代金」等を受領したが、「商品」を外部に販売したことは一度もなく、新たな「販売代理店」からの入金を従前の「販売代理店」への配当に回していただいていた。

(2) 破産会社の事業の公序良俗違反性

前記の通り、破産会社は「リレーションセールス」の運営以外の事業を何一つ行っておらず、かつ、「リレーションセールス」が公序良俗違反により

無効となることは次の理由から明らかであるから、結局のところ、破産会社の事業の一切は公序良俗違反により無効である。

ア 無限連鎖講防止法違反

破産会社は、取引初月に会員に商品を送付する他には商品の販売等を全く行っておらず、破産会社への売上入金は一新規会員からの出資金以外には存在しない。従って、上記「リレーションセールス」は、会員が「商品代金」等の名目で金銭を破産会社に出捐し、その見返りとして後続会員の出捐する金銭を原資に年利74.1%超の金銭を「商品販売代金」等の名目で配当されることを基本的構造としたものであり、上位会員は2以上の下位会員を勧誘することを予定したものであるから、同法2条が規定する刑事罰をもって禁止されている無限連鎖講に該当することは明らかである。

イ 出資法違反

上記「リレーションセールス」の「商品代金」名目での資金の受入れは、受入額を約74.1%超上回る額の金銭を「販売代金」名目で支払うと明示して不特定多数から資金を募っていたものであるから、同法1条が規定する刑事罰をもって禁止する出資金の受入れに該当することは明らかである。

ウ 組織的犯罪処罰法違反

上記「リレーションセールス」は、訴外三須磨晶彦及び訴外呉昇興が発案して構築し、訴外三須磨一平その他がサンプル発送やポイント管理、セミナー開催手配等を担当し、また上位会員（破産会社の役員であった者も多い）が新規会員の勧誘等を行うとの役割分担の下で一体的に運営されていたのであるから、これら破産会社関係者が同法にいう「団体」を構成して行っていたものであり、かつ、破産会社が現実には外部への商品販売等を一切行っていなかったにも関わらず、これを秘匿して毎月のように高級ホテル等でセミナーを開催する等し、「会員が購入した商品を破産会社が代行で販売し、その代金を会員に配当していく」旨の虚偽説明を行って会員

又はその候補者を欺罔し、「安全で儲かる投資先」との錯誤に陥らせて「商品代金」等の名目での金員の交付を受けたものであり、これは同法 3 条 1 項 13 号が刑罰をもって禁止する組織的詐欺に該当する。

(3) 被告らの利得について

ア 別紙被告ら利得一覧の通り、「被告名」欄記載の各被告は、「取引日」欄の日に「入金額」欄記載の金額を破産会社のゆうちょ銀行貯金口座に振込入金する方法で支払う一方で、破産会社から「引出額」欄記載の金額を「振込先口座」欄記載の金融機関口座に振込入金される方法で受領し、最終的に引出額の合計から入金額の合計を控除した「利得欄」記載の額の利得を得ていた。よって、被告らはこれを破産会社に返還する義務を負う。

イ なお、被告らは上記「リレーションセールス」の公序良俗違反性につき善意であったと主張するかも知れないが、これについては金銭の不当利得につき（一部）不現存が認められるのは想定しがたい例外的な場合に限られること、かつ、利得の（一部）不現存に係る証明責任は不当利得者が負うこと（最判平成 3 年 11 月 19 日民集 45 卷 8 号 1209 頁）を予め反論しておく。

ウ また、上記「リレーションセールス」では、新規会員は、初回取引の際の破産会社への入金を紹介者の上位会員に支払う方法で行われていたことから、被告らはかかる上位会員への支払額の控除を主張するかも知れないが、これについては上位会員が自己のポイントを振り替える方法で当該入金を処理し、現実には当該受領金を破産会社に入金しないで自ら領得していた場合が多々あったこと、上記主張は破産会社に対する不当利得返還請求権との相殺の主張であり破産会社に現実の入金があった点に係る証明責任は被告らが負うこと、及び当該預け金ないし受領金については直接の当事者である会員と上位会員との間で解決されるべき問題であることを予め反論しておく。

(4) 不法原因給付の抗弁の不成立

破産会社の運営していた上記「リレーションセールス」が公序良俗違反無効

の無限連鎖講であり、これにより被告らが相当額の利益を得た一方で5000人超の被害者に合計60億円超の被害が生じたとの本件の事情の下では、被告らは、信義則上、破産会社の破産管財人たる原告に対して不法原因給付の抗弁を主張し得ない（最判平成26年10月28日民集68巻8号1325頁を参照）。

(5) 総括

よって、原告は、不当利得に基づき、別紙被告ら利得一覧「被告名」覧記載の各被告に対し、同一覧記載の取引による各被告の不当利得である同一覧「利得額」記載の金員及びこれに対する本訴状送達日の翌日から支払済みまで年5分の割合の遅延損害金の支払いを求める。

なお、上記請求は、各被告が破産会社に対して返還義務を負う不当利得金のうち、本訴状別紙記載の取引で生じた一部のみの請求という趣旨である。

証 拠 方 法

別添証拠説明書の通り。

添 付 書 類

1	資格証明書	1通
2	訴訟委任状	1通
3	訴状副本	6通
4	証拠説明書	正1通、副6通
5	甲号証写し	各6通